平成２２年（フ）第２５９０号
大阪市淀川区新高１丁目５番１号司ハイツ303号
債務者　是澤さつき（旧姓三鍋）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６１１号
大阪府守口市藤田町４丁目45―７―306、住民票上の住所大阪府摂津市鶴野４丁目３番34―1021号
債務者　藤﨑　誠二
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３５号
横浜市保土ケ谷区常盤台80番44―406号
債務者　伊藤　眞一
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４５号
神奈川県座間市入谷３丁目6263番地　グリーンコーポ相武台206号
債務者　長谷　絵美（旧姓尾曲）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１５６号
神奈川県座間市相模が丘４丁目17番31号
債務者　市川　真吾
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１７３号
相模原市南区磯部1147番地１　ライフレビュー相模の丘111号
債務者　山本　裕子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１８０号
相模原市中央区横山３丁目23番11号
債務者　藤村　朋子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１９３号
静岡県浜松市中区布橋２丁目20番25号
債務者　檀　　正貴
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
静岡県浜松市中区富塚町2114番地の14
債務者　酒井かおり
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２００号
静岡県磐田市池田769番地２
債務者　新村　順子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
北海道釧路郡釧路町睦５丁目２番地６　北斗星６号202号室
債務者　岡田　清志
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第８５号
釧路市堀川町３番23号　遠藤マンション１号室、住民票上の住所釧路市堀川町３番23号　遠藤マンション
債務者　妹尾　次美
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第５４号
栃木県小山市大字羽川146番地68
債務者　牧野佐登美
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第６９号
栃木県小山市大字出井824番地２
債務者　星野　淳子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第７３号
栃木県下野市石橋264番地３
債務者　柴山　久芳
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部